


報道機関各位

令和元年（2019年）10月29日（火）配付

項 目	家畜排せつ物の適正管理について
配付資料	・リーフレット「畜産農家のみなさんへ」
内容及び報道に当たってのお願い	<p>○ 一定数以上を飼養する畜産農家の方は、「<u>家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律</u>」（平成11年7月28日法律第112号）に定める基準に従い家畜排せつ物を管理しなければなりません。 ※一定数：牛10頭、豚100頭、鶏2,000羽、馬10頭</p> <p>○ 道では、毎年、<u>春の融雪期（4月）と秋の土壤凍結や積雪時期を迎えるまでの時期（10月中旬～11月中旬）を「取組強化期間」と設定し、全道段階や振興局段階、市町村段階の「家畜排せつ物管理適正化指導チーム」による巡回指導や意識啓発など必要な取組を実施しています。</u></p> <p>○ 適切な家畜排せつ物の管理が行われるよう、振興局ホームページへの掲載とともに、市町村や関係団体に対して広報紙への掲載等の協力依頼をしたところです。</p> <p>○ つきましては、広く道民や畜産農家の方々に周知するため、報道機関の方々に協力をお願いします。</p> <p>【重点事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家畜排せつ物を草地に表面施用する場合、土壤凍結・積雪時期を避けるため、11月中旬をめぐりに作業を終了するように努めること ・堆肥をすき込む場合、地温が十分に低下した10月中旬以降に実施し、施用後ただちに土壤と混和すること ・裸地状態で越冬する農地に、スラリーや尿など液状の家畜排せつ物を秋に施用しないこと ・ほ場散布のため、家畜排せつ物を堆肥舎などの管理施設からほ場に移動させる場合、移動後は速やかに利用を図り、野積みを発生させないこと <p>【これまでの振興局での対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・振興局ホームページ掲載による周知 ・市町村指導チームと連携した巡回指導の実施 ・市町村、関係団体を通じたリーフレットの配付 ・市町村、関係団体の広報誌掲載等の協力依頼 など <p>【農務課ホームページ】 ※リーフレットをダウンロードできます。 http://www.okhotsk.pref.hokkaido.lg.jp/ss/num/index.htm</p>
担当窓口	<p>オホーツク総合振興局産業振興部 農務課長 矢花 修（畜産係長 石垣 一哉） 直通電話 0152-41-0660 内線 2700</p> 

畜産農家のみなさんへ

一定頭数以上を飼養する畜産農家のみなさんは 「家畜排せつ物法」の基準に従い 家畜排せつ物を管理しなければなりません

一定頭数以上を飼養する畜産農家とは

牛 10 頭以上 豚 100 頭以上 鶏 2,000 羽以上 馬 10 頭以上
を飼養する農家が該当します。

ただし、牛及び馬では6か月齢未満（ただし、乳用種育成経営については、飼養されている育成牛の実頭数に1/3を乗じて得た数が飼養頭数となります。）、豚では3か月齢未満、鶏では2日齢未満のものは頭数のカウント対象から除外されます。

法律の基準とは

家畜排せつ物は施設において管理しなければなりません。

また、排汁などを地下浸透・流出させないように、次のような施設の構造に関する基準が設けられていますが、シートを利用した簡易な施設でも、法律の基準を満たすことが可能です。

ふんの処理・保管施設 = 不浸透性資材の床+適当な覆い+側壁
尿やスラリーの処理・保管施設 = 不浸透性資材の貯留槽

家畜排せつ物の不適正な管理とは

ふんの野積み、尿やスラリーの素掘貯留のほか、施設がある場合であっても、施設や管理の不備により、家畜排せつ物や排汁の地下浸透・周囲への流出がある場合は不適正な管理に該当します。大雨や融雪時などの管理には特に注意が必要です。

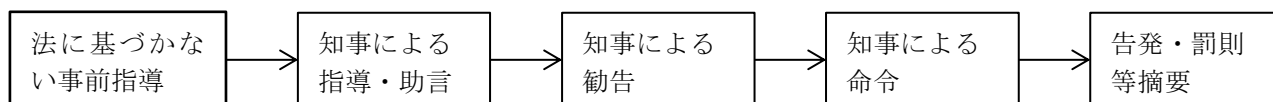
改善に向けた指導方法や法律に基づく罰則などの規定とは

家畜排せつ物の不適正な管理を解消するため、まず、道や市町村などに設置する「家畜排せつ物管理適正化指導チーム」が『法に基づかない』事前指導を行い、改善策や達成期限などを提示します。

事前指導によって改善が図られない場合には、法律に基づき知事が指導・助言を行います。

更に必要があれば、知事が勧告、命令を行います。

なお、この命令に従わない場合には最高で50万円以下の罰金に処せられます。

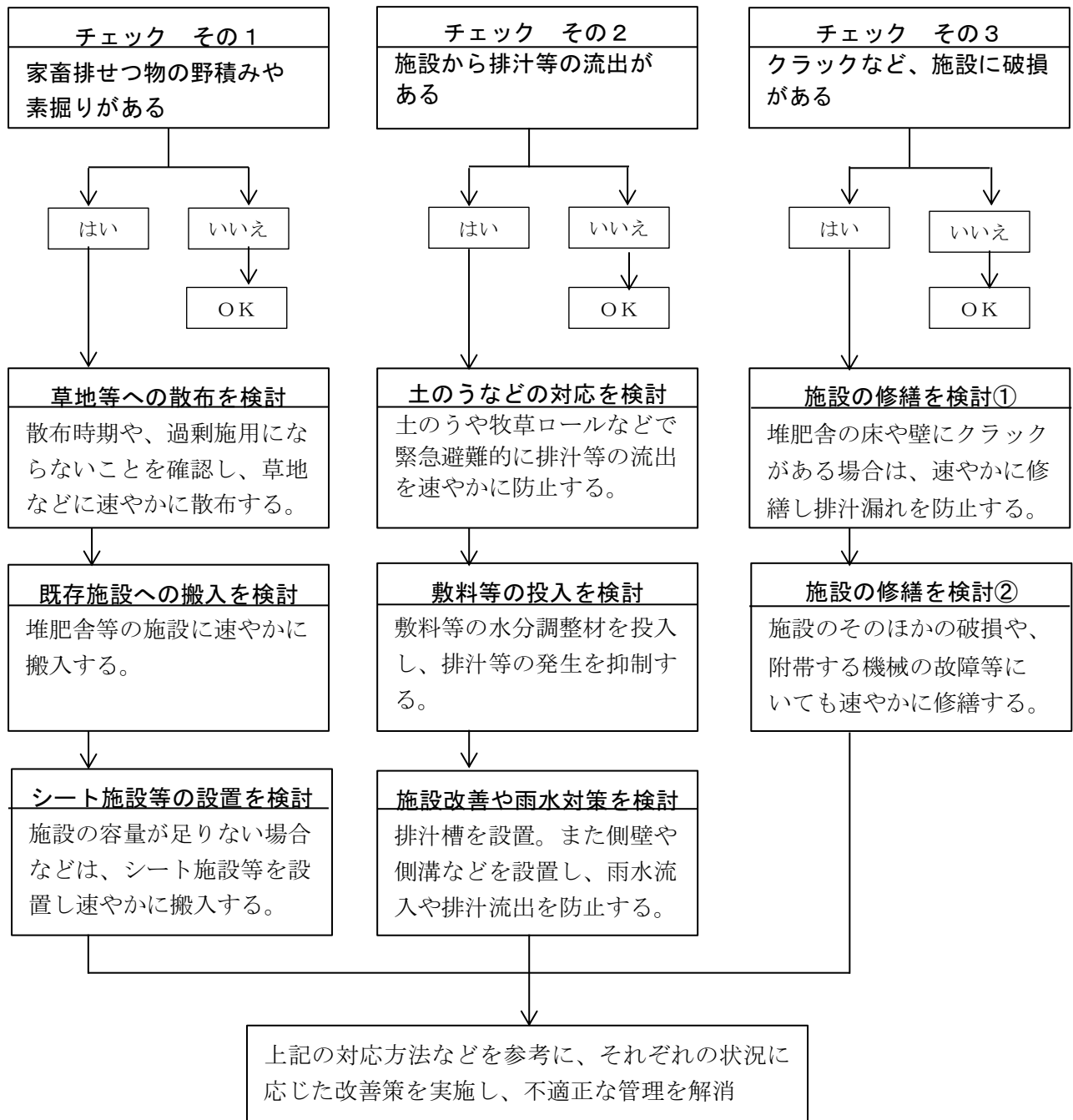


「家畜排せつ物法」の正式な名称：「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」

基準に従った適正な管理を行いましょう

家畜排せつ物の野積みや地下浸透・周囲への流出などがある場合には、日常の管理などを改善し不適正な状況を速やかに解消しましょう

定期的に次の項目をチェックして、該当する場合は速やかに改善を図ります。



ご不明な点やご相談などがある場合は、北海道農政部畜産振興課 環境飼料グループのほか市町村、農協、農業改良普及センター、総合振興局・振興局農務課などにお問い合わせください。
北海道農政部生産振興局畜産振興課 環境飼料グループ TEL 011-231-4111 内線 27-757